

平成 31・32 年度稲敷市競争入札参加資格審査申請書提出要項（臨時受付）

1 受付期間

平成 31 年 1 月 28 日（月）から平成 31 年 2 月 15 日（金）まで

2 受付対象及び申請方法

(1) 建設工事

ただし、次の①から③のすべてに該当する者に限る。

- ① 市内に法に基づく本店、支店又は営業所を有する者
- ② 経営事項審査を受けていない者及び総合評定値（P 点）を取得していない者
- ③ 500 万円未満の工事の請負を目的に登録を希望する者

書類を稲敷市管財課へ提出

(2) 物品・役務

受付システムにデータを入力後、書類を稲敷市管財課へ提出

※書類の提出は郵送でのみ受付します。（当日消印有効）

※県と共同受付を実施している建設工事部門及び建設コンサルタント部門については、受付を実施しません。

3 提出先

〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1

稲敷市役所 管財課 契約検査係

4 登録名簿有効期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

5 申請の方法について

(1) 建設工事

- ① 「提出書類チェックリスト（建設工事）」に記載されている書類を郵送してください。

(2) 物品・役務

- ① 必ず稲敷市ホームページに掲載してある受付システムに入力すること。入力方法については「受付システムマニュアル」を参照。
- ② 受付システムに入力し「申請書印刷，データ仮登録」した後「提出書類チェックリスト（物品・役務）」に記載されている書類を郵送してください。

その他不明な点がある場合は、ホームページに掲載されている Q & A をご覧頂くか、下記までお問い合わせください。

6 資格の要件について

次の各号のいずれかに該当する場合は、資格審査を受けることができない。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、申請日の前日までに復権を得ない者。
- ② 当市の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく入札参加制限を受けている者。
- ③ 申請書提出日現在で、営業に関し法律上必要とする許可・認可又は登録等を受けていない者。
- ④ 協同組合又は事業協同組合にあっては、入札に参加しようとする業種について、組合の定款に共同受注についての定めがない者。
- ⑤ 経常建設共同企業体にあっては、その構成員となる者が、資格審査の申請・登録をしていない者、又は、他の経常建設共同企業体の構成員として申請・登録をした者を含む者。
- ⑥ 申請書を提出するときまでに、国税・県税及び市町村税を滞納している者。
- ⑦ 建設工事部門に申請する者で、社会保険等に未加入である者。(経営事項審査の審査基準日時点での加入を要件としています。)ただし、加入義務がない業者は除きます。

7 競争入札参加資格の取消しについて

有資格者が次のいずれかに該当するときは、当該資格者の決定を取り消すと共に、名簿から抹消する。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者になったとき。
- ② 営業に関し、法律上必要とされる許可・認可又は登録等の取消しを受けたとき、もしくは失効したとき。
- ③ 営業を廃止したとき。
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、入札に参加させないこととなったとき。
- ⑤ 経常建設共同企業体にあっては、当該共同企業体を解散したとき。
- ⑥ 申請書その他の書類に虚偽の事項を記載したとき。
- ⑦ 名簿の公表を拒否したとき。

8 その他

- ① 競争入札参加資格者名簿については、閲覧希望者を対象に公表する。また、当市ホームページにおいても公表する。ホームページで公表する項目は、受付番号・登録番号・会社名及び所在地・営業所の名称及び所在地・評点及びランク（建設工事部門）・建設業許可区分（建設工事部門）・希望業種（コンサル及び物品・役務部門）とする。
- ② 申請書が提出されたときは、公表に同意したものとみなす。
- ③ 添付書類の用紙の規格は A4 版を原則とする。商業登記簿謄本、その他官公署が発行する諸証明等は、申請書提出日の 3 ヶ月以内に発行されたものとする。
- ④ 申請書の提出部数は、1 部とする。
- ⑤ 書類等の不備、受付期間を過ぎて提出される等、登録を完了できない場合、申請書類は当市で処分する。

◇問い合わせ先

稲敷市役所 総務部 管財課 契約検査係

TEL 029-892-2000(代表) FAX 029-893-1757